

第1回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する有識者検討会

議事要旨

日時：令和3年10月29日（金）13:30～15:00

場所：Web開催

冒頭、座長について協議を行い、伊藤委員が就任した。

事務局から、配付資料に基づき、主に研究用行政記録情報(マザーデータ)について説明。その後、以下のとおり御意見をいただいた。

- ・ マザーデータは、公表するわけではないため、現行法令に抵触しない範囲内で匿名化を施さずに、可能な限り多く残すことが望ましい。
- ・ 仮に部分的な削除や匿名化をせざるを得ない場合は、パネル化が出来るかという点を優先すべき。
- ・ 具体的にどのデータを匿名化データとして加工・提供するかについては、全てのニーズが汲み取れる訳でもなく、将来新たなニーズが生まれる可能性もある。マザーデータさえあれば、出し方はまた考えても良いのではないか。
- ・ データから想定外に個人が特定された結果、悪用され事件が起こる危険性にも留意する必要がある。
- ・ 無理に匿名化せず、プログラム送付方式、いわゆる「リモートエグゼキューション」という方法もある。国税庁で擬似マイクロデータを作成・公表し、そのデータを元に研究者が分析手法を検討してプログラムコードを作成する方法である。この方法であれば、当該プログラムコードを国税庁に送付し、国税庁はそのプログラムを実行してデータを返送する、つまり研究者が個票に触れることなく分析が可能である。
- ・ どの税目のどの項目までマザーデータへ取り込む対象とし得るかという議論と同時に、確実に公表可能な項目に関しては、既存の統計的手法により匿名化データを作成することを並行して検討しても良いのではないか。

- ・ 国税庁での税務データ内、例えば個人課税と資産課税のリンクや法人課税と代表者個人のリンクについて、マイナンバー以外の方法で構わないので照合可能となると、学術的価値は更に大きく上昇するといえる。
- ・ 匿名化データとして粒度が低いものを公表するのであれば、既に国税庁が公表している統計表を細分化・整備する方にリソースを割いた方が良いのではないか。
- ・ インシデントリスクを低減させるために、一部秘匿性の高い情報を消去して別のデータベースを作成するのも良いとは思いますが、時効の7年に合わせ税務データを削除する運用を変更し、期間を延ばすという判断もあり得るのではないか。
- ・ 時効の7年というのは重いと感じる。そのため、研究目的のためだけに期間を延長するということが可能なのか、関係諸法令に抵触しないかも含め検討が必要である。
- ・ マイナンバーを共同研究のために使用することは、番号法との関係で、番号そのままはもちろん、マイナンバーを用いて変換・生成した番号についても難しいと考えられる。
- ・ オーダーメイド方式の場合に、各オーダーを組み合わせて個人情報に復元する危険性を防止するには、オーダーメイド方式で提供された匿名化データ間でトレーサビリティの制限を契約書に盛り込み、照合できない契約にするなど、措置を組み合わせるべきことが考えられる。
- ・ 税務大と共同研究に関するガイドラインとは別に、マザーデータ及び匿名化データについて、それぞれガイドライン等のルール作りが必要といえる。
- ・ 事務局案をベースに、マザーデータの整備から始めることが望まれる。

以上